

有限責任会社の設立、変更、解散に係る要件及び手続に関する法務大臣規則 2025 年 49 号 の施行

2026 年 1 月
One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二
インドネシア法弁護士 Prisilia Sitompul

1. はじめに

2025 年 12 月 11 日、インドネシアの法務省は、株式会社の法人設立、変更及び解散に係る要件及び手続に関する法務大臣規則 2025 年 49 号（「MOL 49/2025」）を制定し、12 月 17 日に公布・施行しました。本規則により、これまで有限責任会社（Perseroan Terbatas / PT）の設立・変更・解散に関する手続の根拠となっていた法務人権大臣規則 2021 年 21 号（MOLHR 21/2021）は廃止されます。

本規則は、会社法の基本構造自体を変更するものではないものの、実務フロー、申請方法、審査期限、個人事業主（Perseroan Perorangan）の取扱いなど、企業の法務・コーポレート管理に直接影響する重要な内容を含んでおります。
本ニュースレターでは、企業が特に留意すべきポイントを整理いたします。



2. MOLHR 21/2021 からの移行

MOL 49/2025 の制定により、MOLHR 21/2021 は廃止され、今後の PT の設立・変更・解散に関する行政手続は、すべて新規則に基づいて行われることになります（33 条）。

3. SABH（法人管理システム）の利用を改めて規定

MOL 49/2025 は、設立、定款変更、会社データ変更、解散について、法人管理システム（Sistem Administrasi Badan Hukum/SABH）を通じた電子申請が原則であることが改めて明確化されました（7 条、10 条、29 条）。

こちらについては、従前の運用を改めて規定するとともに、SABH を通じた法務省による一元管理を企図していると考えられます。

実際に、本規則に先立って法務省から特定の会社の行為に関する公正証書（Deed）の登録について、当事者による承認手続きを含めて新たな運用が開始されております。

4. 審査期限の明確化

MOL 49/2025 は行政および申請者の手続きに関する期限を明文化して規定しております。例えば、定款変更や会社データ変更の申請については、法務省が申請受領日から 14 営業日以内に審査を行うことが定められています（13 条 3 項）。

また、不備がある場合には、

- 補正のための期限が設定され
- 期限内に対応がなされない場合、申請が却下される可能性があります

5. 例外的な非電子申請の位置づけ

SABHによる電子申請が原則である一方、**MOL 49/2025**では、特定の例外的状況において非電子申請が認められることも明記されています（30条）。

具体的には、

- 地方政府の公式発表に基づくインターネット障害
- 大臣の発表により **SABH**が正常に機能しない場合

このような状況下では、公証人が**非電子的に申請を行うことが可能**とされています。

6. 年次報告

MOL 49/2025は各会社が作成する年次報告書について、**SABH**を通じた提出義務を規定しております（16条）。年次報告書は、年次株主総会において提出されていました、これまで法務省への提出は必須とはされておりませんでした。

本規則の施行により、上記年次報告書の**SABH**を通じた法務省への提出が明記されたところ、今後はすべての企業が年次株主総会を**Deed**化した上で、公証人を通じて**SABH**へアップロードする形で法務省へ提出する必要が生じると考えられます。当該提出がない場合、行政上の制裁（書面による警告、**SABH**への今後のアクセス停止を含む）が科される可能性がある点に留意が必要です（17条）。

7. 結論

上記のように、**MOL 49/2025**は、会社法に規定された制度自体を変更するものではない一方で、これらの手続きに対する大きな影響を与えるものとなっております。同規定は事前に公証人や各企業に周知徹底されていなかったこともあり、現時点でも、運用について必ずしも明確でない点が多く残っております。したがって、今後の手続きについては、現地法律事務所及び公証人と密に連携を取りつつ進める必要がございます。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバー法務事務所を有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではござい

ません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>

	<p>馬居 光二 One Asia Lawyers Indonesia Office 代表 日本法弁護士 日本国内の法律事務所において 6 年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018 年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020 年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。 koji.umai@oneasia.legal</p>
	<p>Prisilia Sitompul (プリシリア・シトンプル) One Asia Lawyers Indonesia Office インドネシア法弁護士 インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセルとして 6 年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了 (石油・ガス法)。 One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。 sitompul.prisilia@oneasia.legal</p>